

## 陳情書回答

**【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。****1、安心できる介護保障について****★(1)介護保険料・利用料について**

- ①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。  
現在のところ介護保険料の減免制度の拡充は考えておりません。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。  
現在のところ介護利用料の減免制度の拡充は考えておりません。

**★(2)介護保険利用の際の手続き**

介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

市内7箇所の地域包括支援センターに介護支援専門員を配置し対応しております。

**(3)基盤整備について**

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。  
第7期介護保険事業計画において、定員100人の特別養護老人ホームの整備を計上し、待機者の解消を図ります。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。  
制度が適正に運用されるよう施設への指導を徹底します。

**★(4)総合事業について**

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。  
サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。  
過剰なサービスにならないよう、アセスメント結果に基づく公正中立なケアマネジメントとサービスが提供できるよう努めてまいります。
- ②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。  
まずは、現行事業を効果的で効率的なサービスが展開できるよう検討することで、必要な総合事業費の確保に努めてまいります。

**(5)高齢者福祉施策の充実について**

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。  
地域資源を大切に、住民の支え合い・助け合いの機運が高まるよう地域に根付く運営支援に努めてまいります。
- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。  
住宅改修費や福祉用具購入費については受領委任払を実施しております。  
高額介護サービス費の受領委任払については実施する予定はありません。

**★(6)障害者控除の認定について**

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

要介護認定と障害者認定は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定結果のみをもって一律に身体及び精神障害者の対象とすることは困難であると考えられます。障害者控除については、関係法令に準じた取扱いをいたしますのでご了承ください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

要介護認定・要支援認定等結果通知書送付時に「障害者控除対象者認定申請書」の個別送付を行っております。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

減免制度の拡充、保険税の引き下げにつきましては、本年度からの税率改正により資産割を廃止したことに伴い、所得割非課税で固定資産税課税世帯も新たに低所得者の減免(6号減免西尾市独自)が適用されることになりました。更に、同減免については、低所得者に対する配慮として、1割を減免する減免割合を1.2割に拡充しました。

一般会計からの法定外繰入金は、減免制度の適用や保険事業費などの状況を見ながら必要に応じて対応をしてみたいと考えております。よって、保険税の引き下げを前提に繰り入れは考えておりません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

18歳未満の子どもを均等割の対象としないことにつきましては、税の負担の公平性から考えておりません。減免につきましては、国や他市町の動向を見守りたいと考えております。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

国民健康保険資格証明書につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、負担の公平を図るため、また国民健康保険税の収納を確保するために必要な手段として設けておりますのでご理解ください。なお、滞納者に一律に資格証明書を発行しているわけではなく、高校生以下の子どもや生活困窮者、病弱者のいる世帯などは除いております。保険税を継続して分納している世帯には、短期保険証を交付しております。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

税の収納を担当しております収納課職員により、滞納状況を調査する際に、生活実態の把握に努めております。

滞納者への差押は、法令に則り行います。また、給与の差押に際しては、差押禁止額を確認し、差押を行います。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては現在実施しております。周知につきましては、広報にしおなどにより周知してまいります。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

現在、高額療養費支給対象者には、案内はがきを世帯主宛に送付しております。

平成30年10月案内分からは、支給申請書を世帯主宛に郵送し内容確認をしていただき返送いただく郵送申請も可能とすることで、申請のたびに来庁いただく負担がなくなり、申請漏れを防ぐことに繋がると考えております。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押する前には、差押禁止財産かどうかを確認し、差押を行います。また、滞納者の実情を把握することに努め、現状から判断してやむを得ない場合、猶予・分納を活用し、状況に応じて停止処分を行います。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

生活保護の相談・申請にあたっては、法の規定に基づいて行っています。

また、生活保護の決定については速やかな決定に努めています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

職員については必要な人員の確保に努めています。また、県が実施する研修などに参加し、担当職員の能力向上に努めています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

行政側のミスによる返還金が生じた場合には、十分な説明・お詫びをした上で、返還を求めることとなります。その際には、分割での返還をお願いするなど、受給者の生活状況に配慮してまいります。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

資産状況の把握は、保護の実施要領等に基づき、資産申告書を徴収して行っています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

現在ポルトガル語のパンフレットや説明書類等につきましては整備しています。

他の言語の説明書類等やホームページにつきましては、国籍別人口の動向を確認しながら、検討してまいります。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現在のところ存続に努め、拡大は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

現在、中学校卒業までの現物給付を実施しています。支給対象の拡大については、現在のところ考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級の方については全疾病医療費助成を行っておりますので、現在のところこれ以上の拡大は考えておりません

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

難病患者が障害認定や障害福祉サービスなどを利用する際の相談・申請は福祉課の窓口で行っております。また、必要に応じて他の担当への案内や連携を行っております。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

「子ども・子育て支援計画」に子どもの貧困関係を盛り込むことを考えています。県から提供された「愛知子ども調査」のデータに基づき、必要な貧困対策を検討してまいります。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

「愛知子ども調査」のデータから西尾市の貧困率を算出しました。市独自の調査の実施は、現段階では考えていません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

西尾市では、ひとり親世帯等の自立支援計画は個別に策定しておりませんが、次世代育成支援と一体化させた「子ども・子育て支援計画」の中で、ひとり親家庭の自立支援を施策に盛り込み、生活相談や就労支援、各種の給付金や手当の支給事業などを実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

基準額に乗じる倍率については、現在見直しを検討中です。年度途中でも申請できることは周知徹底しています。支給内容の拡充についても現在検討中です。新入学児童生徒学用品費等の支給時期は、平成31年度就学者から入学前の1月末に支給する予定です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

学習支援への取り組みとしては、本年6月より、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象とした西尾市サポートスクールを開催しております。また、「無料塾」等への支援につきましては、具体的な依頼があれば検討いたします。

子ども食堂(居場所づくり)については、愛知県が実施するモデル事業の成果と県内の実情把握に努め、支援の在り方について検討してまいります。地域の実情に合致した民間主導でのお話しがあれば、是非、実施に向けて協力したいと考えています。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

給食費の経費の負担につきまして、学校給食法第11条第2項により、施設及び設備に必要な経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の経費については、児童・生徒の保護者が負担することとなっています。徴収している給食費については、賄材料費分に相当しますので児童・生徒の保護者に負担していただきたいと考えます。

経済的に厳しい家庭には、就学援助制度、児童手当等からの納入を利用していただく事ができます。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

民間保育所には、人件費を市単独で補助しています。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

グループホームや通所施設の拡充につきましては、事業所や県などと協力してまいります。小規模の入所施設につきましては、国が施設入所から地域での生活への移行に向けた支援をすすめており、新たな設置は考えておりません。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

移動支援につきましては、要綱にて通勤・通学など通年かつ長期にわたる場合の支給はできないとしており、原則支給は考えておりません。しかし、通学の練習等やむを得ない事情による一時的な利用には対応しております。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

病院内でのヘルパー利用については、厚生労働省からの通知に従い、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきところですが、通院時の待ち時間に支援が必要で、かつ病院からの支援が受けられない場合は対応しております。診療中や入院中につきましては当面、現行どおりで考えております。

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

利用料、給食費などの負担に関しては、障害者総合支援法で定められているため、現行通りで考えております。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とする

ことなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

介護保険で同様なサービスを提供している場合は、障害者総合支援法に基づき、また公平性を保つためにも介護保険制度の利用を優先しております。高齢障害者の利用者負担軽減制度の周知や介護保険サービス利用により生じる負担等について、担当窓口で説明するよう努めてまいります。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

夜間体制の基準などにつきましては、障害者総合支援法で定められているため、現行通りで考えております。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

報酬単価は障害者総合支援法で定められており、自治体によって異なることは好ましくないため市独自の補助は考えておりません。福祉教育等は学校などの教育機関からの要請があれば、協力してまいります。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)やロタウイルスワクチンについては、国の動向を注視して適切に対応していきますので、助成制度を設けることは考えておりません。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチンについても、現段階では助成制度を設けることは考えておりません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業は、一部負担を一人2,500円にて実施しております。また、生活保護世帯や住民税非課税世帯等の特別助成対象者は一部負担を無料にしております。現段階では、一部負担の引き下げは考えておりません。また任意予防接種事業は平成25年度から任意予防接種事業を実施してきましたが、西尾市の財政状況を考慮し、当初の予定通り現在のところ平成31年度以降の任意予防接種事業について、継続は考えておりません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

産婦健診の助成事業は、1回助成を行っております。財政状況や近隣市町の状況を考慮し、現在のところ拡充する予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊婦歯科健診に関しては、より受診しやすい環境を整える意味で、平成26年度から個別医療機関方式で歯科健診を実施しております。また、産婦に関しては、成人歯科健診の枠で個別医療機関方式により受診ができるようになっておりますので、現状実施で継続してまいります。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

西尾市保健センターに関しましては、保健衛生業務全体から歯科保健業務の占める割合を考慮すると、現状の1人配置で十分であると考えていますので、今後も複数配置の予定は考えておりません。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先に延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点の整備を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点の整備につきましては、地域性や生活や障害の多様性に伴う支援の内容など考慮すべきことも多く、国の画一的な施設によるサービスの提供より、多様な事業所の参入、支援の提供が有効であると考えております。また、報酬単価につきましても、平成30年4月に見直しをされたところでありますので、意見書・要望書につきましては考えておりません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

現在のところ意見書・要望書の提出は考えておりません 以上